

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合懲戒審査委員会規則

平成27年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法施行規程第17条の規定に定めるもののほか、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会議の議事を整理する。

3 委員長に故障ある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の事務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員3人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、管理者の請求に基づき、委員長が招集する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。委員長はその職務を行う場合においても、これがために委員として議決に加わる権を失わない。

(委員の除斥)

第5条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

(1) 委員が事案の当事者又は、その配偶者、4親等内の親族若しくは同居の親族であり、又はあったとき

(2) 委員が事案の当事者の代理人又は補佐人であり、又はあったとき

(3) 前2号にあげるもののほか、委員会の事務の遂行の公正を妨げるべき事

情があるとき

(事件の本人等の召喚)

第6条 委員会は、必要と認めるときには事件の本人並びに関係者を召喚し、尋問することができる。

(参考資料の提出請求)

第7条 委員長は、職務遂行に関し必要と認めるときには、管理者に参考資料の提出を求めることができる。

2 管理者は、前項の請求を受けたときには、機密事項を除き、これを提出しなければならない。

(委員長の専決)

第8条 委員会が成立しないとき、委員の除斥のため会議を開くことができないとき、又は同一事件につき再度招集してもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の権限に属する事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による処置については、次回の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第10条 本規則に定められたもののほか、必要な事項は、委員の協議を経て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。